

コンサルティング契約書

xxxxxx 株式会社（以下「甲」という）と合同会社バイオ燃料（以下「乙」という）とは、乙が甲のために行うコンサルティング業務に関して、次の通り契約する（以下「本契約」という。）。

（契約の成立）

第1条 甲は、乙に対し、甲が推進するバイオマス発電関連事業の助言及び調査業務（以下「本件業務」という。）を委託し、乙はこれを承諾した。

（誠実業務）

第2条 乙は、甲の最善の利益をはかるべく本件業務を誠実に遂行するものとする。

（業務報酬）

第3条 甲は、乙に対し、業務報酬として、月当たり金 x x x、0000円（消費税別途）を、毎月当月分当月末日締め切り、翌月末日（末日が金融機関休業日の場合は翌第1営業日）に、乙指定の金融機関口座に振込み、支払う（振込手数料は、甲の負担）。1ヶ月に満たない時は、日割り計算とする。

（費用）

第4条 乙が、甲の本件業務遂行のために別途費用を必要とする場合は、その都度、甲乙間の協議により、負担者及び支払方法を書面によって決定するものとする。

（秘密保持義務）

第5条 乙は、本件業務遂行上、乙において知り得た甲の業務内容等について、第三者に漏洩してはならない。秘密保持期間は本契約解除後3ヶ年とする。

（競業等避止業務）

第6条 乙は、甲と同種の事業を新たに営む場合、事前に甲の承諾を受けるものとする。

（再委託の禁止）

第7条 乙は、本件業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。

（権利義務の譲渡禁止）

第8条 乙は、甲の書面による承諾なく、本契約により生ずる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡、もしくは担保に供してはならない。

(損害賠償)

第9条 甲又は乙は、故意又は過失あるいは不適切な処理により相手方に損害を与えた場合には、相手方に対して損害を賠償しなければならない。

2. 天変地変その他不可抗力による事故、あるいは乙の万全なる処置対策によっても尚突発的な事故が発生した場合は、甲乙協議のうえ善処する。

(契約の解約)

第10条 甲及び乙は、双方合意のうえ、本契約の全部又は一部を解約又は変更することができる。

(契約の解除)

第11条 甲又は乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合、本契約の全部又は一部を、何らの催告なく、直ちに解除することができる。なお、この場合、次の各号に該当した被解除者は期限の利益を喪失し、相手方に対して有する債務を直ちに弁済しなければならない。

①本契約に違背したとき。

②乙の責に帰すべき事由により、本件業務を遂行、完了する見込みがない場合。

③監督官庁より営業の取消又は停止等の処分を受けたとき。

④会社整理開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、破産の申し立てをなし、又は申し立てを受けたときもしくは銀行取引停止処分を受けたとき。

⑤強制執行、差押さえ、仮差押さえ、仮処分又は競売の申し立てがあったとき、もしくは租税滞納処分を受けたとき。

⑥相手方に重大な危害又は損害をおよぼしたとき。

⑦相手方の信用が著しく失墜したとみなされるとき。

⑧災害その他やむを得ない事由により、契約の履行が困難であると判断する合理的理由があるとき。

2. 前項の解除は、解除者が相手方に対して、自らの被った損害の賠償を請求することを妨げない。

(契約期間)

第12条 本契約期間は、6ヶ月契約とし、平成xx年xx月xx日より平成yy年yy月yy日までとする。ただし、同期間終了の1ヶ月前までに、延長しないと云う申し入れが甲乙いずれからもない場合は、本契約は、自動的に1ヶ月延長され

るものとし、以後も同様とする。

(特約条項)

第13条

本契約期間中、乙の紹介及び提案の主機器、及び補器類、燃料・添加剤、EPC業務先企業等を甲が採用する場合は、乙、或いは乙の紹介先を介して必ず購入するものとする。

甲が直接購入する場合は文書で乙の了承を得るものとする。甲乙間の本契約、及び他契約の解除後も3年の間、本13条(特約条項)は有効とする。乙は損害賠償を甲に請求することができる。

(管轄裁判所)

第14条 本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成zz年zz月zz日

甲：東京都中央区xxx
yyyビル
zzzz株式会社
代表取締役 A A B B

乙：神奈川県CC市DDD
合同会社バイオ燃料
代表社員 平井 晃